

工事請負契約に係る指名業者選定事務処理要領について(抜粋)

工事請負契約に係る指名業者選定事務処理要領

第1 目的

この要領は、独立行政法人都市再生機構が行う工事の請負契約に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについて、その方法及び手続を明確にすることを目的とする。

第2 指名業者の選定

1 指名業者の選定範囲

指名業者の選定は、「建設業者登録要領について」(平16. 7. 1付34-1。以下「登録要領」という。)に定める建設業者登録名簿に登録された業者(以下「登録業者」という。)のうちから行うものとする。

2 指名業者の選定の原則

- 一 発注工事に対応する工事種別に等級区分(登録要領第10の1に規定する「等級区分」をいう。)が設けられている工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の契約概算額に対応する等級に属する登録業者の中から指名しなければならない。
- 二 前号以外の工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の種類、規模に応じ、これに適した登録業者のうちから行うものとする。
- 三 指名業者の選定は、「競争参加者の指名基準について」(平16. 7. 1付34-22)に定める工事の請負契約に係る競争参加者の指名基準(以下「指名基準」という。)及び「工事請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」(平16. 7. 1付34-23。以下「指名基準の運用基準」という。)に基づき行うものとする。

3 指名業者の選定の特例

- 一 前項第1号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の契約概算額が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する登録業者を指名することができる。
- 二 前項第1号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の契約概算額が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する登録業者を指名することができる。
- 三 前項第1号の登録業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の契約概算額に応じ、直近の上位又は直近の下位の等級に属する登録業者を指名することができる。この場合において、前項第1号の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、前項第1号の規定により指名する者の数を競争に参

加する者の数の2分の1以上としなければならない。

四 前項第1号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、前項第1号の登録業者の2等級下位の等級に属する登録業者で工事成績が特に優秀な者を指名することができる。

五 特別の技術を要すると認める工事に係る請負契約については、前項第1号及び本項第3号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事に属する工事種別の登録業者で2等級以上上位の等級に属する者を指名することができる。

六 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、前項第1号及び本項第3号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事に属する工事種別の登録業者で2等級以上上位の等級に属する者を指名することができる。

七 前6号の規定により特別な取扱いをしようとするときは、第4項第1号に規定する指名候補者推薦表及び第4項第2号に規定する指名業者（案）一覧表に、その理由を具体的に記載しておくものとする。